

市民活動を

PR

していませんか？

どんな市民活動があるんだろう？
何かできる事があるのかな？

こんな想いで市民活動しています！

松戸市市民活動団体登録制度をぜひご活用ください

市民活動促進の一環として、松戸市では市民活動団体登録を実施しています。



登録するメリット

1. まつどまなびいネット（松戸市生涯学習情報提供システム）などで団体情報を公開します。
2. 市の施設へチラシやポスターを掲示できます。

登録の詳細は裏面をチェック！



【登録できる市民活動団体の要件】

1. 市内に事務所又は活動場所を有すること。
2. 構成員が5人以上であること。
3. 団体の運営に関する規約、会則を定めていること。
4. 適切な会計処理が行われていること。
5. 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
6. 公序良俗に反しない団体であること。
7. 会の運営が講師に依存するような教室的な団体でないこと。
8. 講師が、直接授業料等を決めて会員から徴収する団体でないこと。
9. 不特定多数の人を集めて、会費等を徴し、パーティー等を行うことを常として
いる団体でないこと。
10. その他、営利、商業宣伝等の意図が認められる団体でないこと。

(注)市民活動団体とは、市民活動を行う団体であり、市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- ①宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれを反対することを主たる目的とする活動
- ③特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動



【登録のメリット】

- 1 まつどまなびいネット（松戸市生涯学習情報提供システム）などで団体情報を公開します。
- 2 市民や公的機関から問い合わせがあった場合、登録事項を提供します。
- 3 市等が開催する市民活動団体向け支援情報やイベントの情報をお知らせします。
- 4 市の施設へチラシやポスターを掲示することができます。

※この登録は市の公証を与えるものではありませんので、ご注意ください。



【登録の方法】

「松戸市市民活動団体登録申請書」を記入し、必要書類を添えて、松戸市役所市民自治課窓口へ提出してください。

- ※必要書類とは
- ①定款、規約、会則など
 - ②構成員名簿、役員名簿（氏名及び住所又は居所）
 - ③当該年度予算書及び前年度決算書

※登録に関する申請書様式は、市民自治課の窓口での配布以外にも、市のホームページからダウンロードができます。

(https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/shiminkatsudou/kyoudou_machidukuri/dantai_touroku/tourokusei.html)

その他、詳細につきましては、市民自治課までお問い合わせください。

【問い合わせ】



松戸市市民部 市民自治課 協働推進班

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

TEL 047-366-7318 FAX 047-704-4009

e-mail mcshiminjichi@city.matsudo.chiba.jp